

迷惑行為の

条例改正

令和2年
7月1日
施行

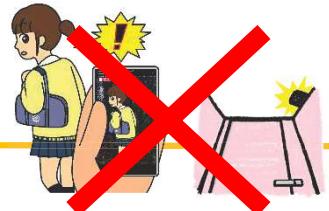
条例名 の改正

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

「山梨県迷惑行為防止条例」

規制化 強化

「盗撮行為」の規制強化



◆規制対象場所の拡大

これまで規制されていた公共の場所、乗物等に加え、

- ・ 学校、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用する場所又は乗物まで拡大
- ・ 住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所まで拡大

◆前段行為の規制追加

- ・ 盗撮目的で撮影機器を下着等に向ける行為及び設置する行為を新たに規制

規制新設

「嫌がらせ行為の禁止」

◆正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で行われる以下の「嫌がらせ行為」を反復して行うことの禁止



- ① つきまとい、待ち伏せ等
 - ③ 義務のない要求
 - ⑤ 無言電話、連続電話等
 - ⑦ 名誉を害する事項の告知等
- ② 行動監視の告知等
 - ④ 粗野又は乱暴な言動
 - ⑥ 汚物等の送付等
 - ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知等

※ 違反については、罰則が適用されます。

罰則強化

盗撮行為のうち撮影行為について、罰則を引き上げ

盗撮行為に
違反した場合は、

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

※常習性が認められる場合は
罰則がさらに重くなります。



山梨県警察